

# 令和7年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」ツアー造成及びアンケート調査実施業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書

## 1. 委託業務名

令和7年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」ツアー造成及びアンケート調査実施業務

## 2. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 3. 趣旨・目的

旅を「目的」とする考え方から、趣味や自己実現を体現する「手段」に旅行者のニーズが変化している。本県においては、各地特有の食や文化が生まれた背景、伝統を受け継いできた技術に触れる旅を「兵庫テロワール旅」と定義し観光ブランディングを進め、販売を見据えたコンテンツ造成事業を実施・展開してきた。

これまで造成、磨上げしてきたコンテンツを旅行社の視点でツアーにアレンジメントするとともに、コンテンツ体験者からの声の集約・分析を行い、コンテンツ提供事業者にフィードバックすることで当該コンテンツの更なる質の向上を図るとともに、地域への持続的な誘客に繋げるための事業を実施・展開する。

「兵庫テロワール旅コンテンツ」

URL:<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/experience/>

## 4. 業務の内容

公益社団法人ひょうご観光本部（以下、「観光本部」という）が実施する令和7年度地域資源を活用した「兵庫テロワール旅」ツアー造成及びアンケート調査実施事業において以下の業務を委託する。

### (1) ツアーの造成及び実施

- ① 観光本部と協議のうえ、過去に造成してきたコンテンツの中から集客が見込めるコンテンツを選択し、コンテンツ体験以外の観光地や食事・宿泊を含めたツアーを造成、実施する。
- ② 播磨地域、但馬地域、淡路地域それぞれの地域で最低1本ずつのツアーを造成する（日帰り、1泊2日は問わない）。ツアー造成本数を含め、本事業の目的を達成するために最適と思われるツアーの内容を提案すること。
- ③ ②とは別に、観光本部と協議のうえ、特定のテーマを設定し、兵庫県内に拠点を置く企業と連携するツアーを造成、実施する。ツアー造成本数を含め、本事業の目的を達成するために最適と思われるツアーの内容を提案すること。

### (2) アンケートの実施及び分析、コンテンツ実施事業者へのフィードバック

- ① (1)において造成、実施したツアーの参加者に、コンテンツ体験についてのアンケート

ートを実施する。

ア アンケートは各ツアー30人以上に実施すること。

イ アンケートの内容は参加したツアーのコンテンツについて、誘客につなげるための改善の参考となるものとする。効果が見込めるアンケートの内容、手法について提案すること。

ウ アンケート結果を分析し、事業者にフィードバックするとともに、改善にむけたフォローを行う。

② ツアーの対象としなかったコンテンツについて、観光本部と協議のうえ、コンテンツ事業者に依頼してコンテンツ体験後のアンケートを実施、回収する。

ア アンケートの内容は、誘客につなげるための改善の参考となるものとする。効果が見込めるアンケートの内容、手法について提案すること。

イ アンケート回収についてはトータル30事業者以上500件以上とする。

ウ アンケート結果を分析し、事業者にフィードバックするとともに改善にむけたフォローを行う。

③ ①ウ及び②ウの分析、フォローにあたっては、以下ア～エの視点を入れる他、本事業の目的達成のために効果的な手法を提案すること。

ア観光客にとって魅力的な価値があるか

イ他地域と比較して希少価値があるか

ウ他地域では模倣できないオリジナリティやストーリーがあるか

エ事業を継続する意志や組織力があるか

(3) (1)・(2) 上記以外で、本事業の目的を達成するために効果が見込める手法を理由とともに提案すること。

## 5. 成果物の提出等

### (1) 成果物

受託者は、本事業が終了したとき、「事業完了報告書」をはじめとする次の成果がわかるものを作成し、観光本部に提出しなければならない。

業務の実施期間、実施した業務の一覧、業務実施の内容、結果、アンケート実施結果、分析

### (2) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

### (3) 提出期限

事業完了報告書 令和8年3月31日(火) 17:00

## 6. 委託料の上限額

委託料の上限額は、5,000千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 7. 精算・支払い

請求書を受領後、翌月末までに精算を行う。

## 8. 留意事項等

- (1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 委託契約の締結
  - ① 契約に関する事務は委託者で行う。
  - ② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ③ 契約条項は、委託者において示す。
  - ④ 契約の相手方となる事業者は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (6) 契約の解除
  - ① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
  - ② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。
- (7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。
- (9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託

者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

- (10) 受託者は、本業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (11) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を（公社）ひょうご観光本部に提出し、書面による承認を得た場合は、（公社）ひょうご観光本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は観光本部に対し全ての責任を負うものとする。
- (12) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。